

特定健診受診勧奨業務及び健診・特定保健指導の実施に係る
受託機関の募集について

次のとおり受託機関を公募します。

平成 30 年8月7日

全国健康保険協会 千葉支部
支部長 鶴岡 茂樹

1 業務内容

特定健診受診勧奨業務及び健診・特定保健指導業務委託

※詳細は「仕様書」による。

2 応募資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 公益社団法人日本人間ドック学会又は一般社団法人日本病院会の会員たる医療機関であって、全国健康保険協会と締結した集合契約Aに基づき、全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者に対する特定健康診査を実施していること。
- (3) 厚生年金保険・健康保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料の未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (4) 提出書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (7) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (8) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

3 調達案件の仕様

別添「平成 30 年度特定健診受診勧奨業務及び健診・特定保健指導業務委託について」の仕様書のとおり。

4 仕様書の配布日時及び場所

- (1) 配布日時 平成 30 年8月7日(火)から平成 30 年8月 17 日(金)までの間の
8 時 30 分から 17 時 15 分まで(土、日、祝日を除く)
- (2) 配布場所 全国健康保険協会千葉支部
千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階

5 仕様書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話又はファクシミリ(A4、様式自由)にて受付を行う。

- (1) 受付先 全国健康保険協会千葉支部 保健グループ
担当:尾崎(オザキ)
千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階
TEL:043-308-0525 FAX:043-308-0633
- (2) 受付期限 平成30年8月17日(金) 17時15分
- (3) 回答期限 平成30年8月20日(月) 12時15分

6 提出書類等

(1) 提出物

- ① 全国健康保険協会管掌健康保険 被扶養者に対する特定健診受診勧奨業務及び健診・特定保健指導業務受託申請書(様式1)
- ② 提出者の概要(法人概要等)が分かる資料(様式任意)
- ③ 提出者の個人情報保護取扱に関する規程等及び個人情報に係る管理責任者等の管理体制が分かる資料(様式任意)
- ④ 保険料納付にかかる申立書(様式2)
(領収書の写し、納付証明書等、直近1年間の保険料の納付状況が確認できる書類を添付すること)

(2) 提出期限等

- ① 書類の提出期限
平成30年8月20日(月) 17時00分まで
- ② 提出先 千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階
全国健康保険協会千葉支部
保健グループ 尾崎(オザキ)

7 契約者の選定

別添「平成30年度特定健診受診勧奨業務及び健診・特定保健指導業務委託について」の仕様書に基づき、提出された書類について評価を行い、契約者を選定する。

結果については、平成30年8月27日(月)17時00分までに連絡をする。

なお、契約書については契約者の選定後、当協会千葉支部と契約者との間で別途協議のうえ作成する。

8 提案書等の無効

本公告に示した応募資格を満たさない者、その他の応募条件に違反した者の提案書等は、無効とする。

9 その他

- (1) 本公告に示す委託業務については、原則として、受託者は第三者に再委託することができない。
- (2) 本公告に示す委託業務に係る必要経費については、全て受託者が負担することとし、全国健康保険協会千葉支部は一切負担しないこととする。
- (3) 詳細は仕様書による。

(様式1)

全国健康保険協会管掌健康保険
被扶養者に対する特定健診受診勧奨業務及び
健診・特定保健指導業務受託申請書

平成 年 月 日

全国健康保険協会 千葉支部長 殿

所在地 _____

申請者 事業者名 _____

代表者氏名 _____ (印)

全国健康保険協会が実施する特定健診受診勧奨業務及び健診実施業務を受託したいので、下記提出書類を添えて申請いたします。

記

1. 当機関の概要に係る資料
2. 当機関の個人情報保護等取扱いに関する規程、責任者等の管理体制
3. 直近1年分の健康保険料・厚生年金保険料の納入実績が確認出来る書類
(様式2)

(様式2)

保険料納付に係る申立書

平成 年 月 日

全国健康保険協会千葉支部長 殿

平成29年4月分から平成30年3月分の保険料について、添付書類（領収証書（写）、納付証明書（写）又は保険料の納付が確認できる書面）のとおり、未納のないことを申し立てます。

調達案件名：特定健診受診勧奨業務及び健診・特定保健指導業務委託

所在地
会社名
代表者名

印

*領収証書（写）等を該当月分について、全て添付すること。

《参考》 全国健康保険協会会計細則(抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。